「電子契約サービス」利用規定　新旧対照表

現行	改定
第２条（利用について） 2. 利用の申し込み 本サービスの利用にあたっては、本規定の内容を承諾し申し込むものとし、当行が申し込みを承諾した時点より、本規定が適用されるものとします。 お申し込みにあたっては、本サービスの利用にともない端末等に表示される契約書等に電子署名をすることにより、当行との契約締結をおこなう権限を有する者（以下「署名者」といいます）の氏名、ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号、および当行所定の届出事項を当行に届け出るものとします。 また「申込者」自身が電子契約をおこなう場合、「署名者」は「申込者」と読み替えます。	第２条（利用について） ２．利用の申し込み 本サービスの利用にあたっては、本規定の内容を承諾し申し込むものとし、当行が申し込みを承諾した時点より、本規定が適用されるものとします。 お申し込みにあたっては、本サービスの利用にともない端末等に表示される契約書等に電子署名をすることにより、当行との契約締結をおこなう権限を有する者（以下「署名者」といいます）の氏名、ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号、および当行所定の届出事項を必要書類とともに、当行に届け出るものとします。 なお、署名者については、申込者が個人の場合は申込者本人に限るものとし、申込者が法人の場合は、当該法人の代表者、または当行との契約行為をおこなうことを当該申込者から委任された方とします。 また「申込者」自身が電子契約をおこなう場合、「署名者」は「申込者」と読み替えます。
第３条（利用環境等） 1. 本サービスの利用環境等 （略） なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持については申込者および署名者（以下「お客さま」といいます）の責任においておこなうものとし、当行は責任を負いません。	第３条（利用環境等） 1. 本サービスの利用環境等 （略） なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持については申込者および署名者（以下「お客さま」といいます）の責任においておこなうとともに、電話料金、専用回線使用料等、一切の費用を負担するものとし、当行はこれらについて、一切の責任を負いません。

第４条（ID およびパスワードの取扱） ３．第２条３項に規定する ID およびパスワードの有効期限は、本サービスへの最終ログインから２年です。 （略）	第４条（ID およびパスワードの取扱） ３．第２条３項に規定する ID およびパスワードの有効期限は、住宅ローン取引において本サービスを利用される個人のお客さまについては、本サービスへの最終ログインから２年です。 （略）
第６条（本サービスの利用方法） 1．電子契約 署名者は、第２条３項に規定する ID およびパスワードによって本サービスを利用し、契約書等に対し PIN コードを用いて電子署名をおこなうことにより、電子契約をおこないます。本サービスで電子署名することは自署や押印に相当します。 当該電子契約の成立は各契約が定める条件に従うものとします。	第６条（本サービスの利用方法） 1．電子契約 署名者は、第２条３項に規定する ID およびパスワードによって本サービスを利用し、契約書等に対し PIN コードを用いて電子署名をおこなうことにより、電子契約をおこないます。本サービスで電子署名することは自署や押印に相当します。 申込者は、個人の場合は自ら、法人の場合は署名者を通じて電子契約をおこなうものとします。 当該電子契約は、関係者全員の電子署名が完了したときに、当行は電子契約の受付処理をするものとします。また、電子契約をおこなった契約の発効については、各契約が定める条件に従うものとします。
第８条（届出事項の変更等） １．本サービスの申し込みに際して当行に対して届け出た氏名・住所・電話番号・その他の事項に変更があった場合には、お客さまは直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。 ２．お客さまが前項の届け出を怠る、あるいは当行からの請求を受領しないなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行が最後に届け出のあった氏名、住所あてにおこなった通知または	第８条（届出事項の変更等） 1. 本サービスの申し込みに際して当行に対して届け出た申込者または署名者について、氏名・住所・電話番号・役職その他の事項に変更があった場合には、お客さまは直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。 2. 署名者を変更する場合は、当行所定の手続きによりその旨を当行に届け出るものとします。 3. お客さまが前項の届け出を怠る、あるいは当行からの請求を受領しないなど

送付書類が、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。お客さまが変更の手続を怠ったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	お客さまの責めに帰すべき事由により、当行が最後に届け出のあった氏名、住所あてにおこなった通知または送付書類が、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。お客さまが変更の手続を怠ったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
第 10 条（停止・解約等） 1．申込者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、申込者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 ①　（略） ②　（略） ③　（略） ④　（略） ⑤　（略） ⑥　申込者に相続が発生した場合 ⑦　（略） ⑧　申込者が不正な取引をおこなったと当行が判断した場合 ⑨　申込者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為をおこなった場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合 ⑩　（略） ⑪　（略） ⑫　（略）	第 10 条（停止・解約等） 1.　申込者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合、または署名者に第 6 号、第 8 号および第 9 号のいずれかの事由が生じた場合、当行はいつでも、申込者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 ①　（略） ②　（略） ③　（略） ④　（略） ⑤　（略） ⑥　申込者、署名者に相続が発生した場合 ⑦　（略） ⑧　申込者、署名者が不正な取引をおこなったと当行が判断した場合 ⑨　申込者、署名者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為をおこなった場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合 ⑩　（略） ⑪　（略） ⑫　（略）

以上